

第12号議案

中間市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

中間市長 福田 浩

中間市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例

中間市高額療養費支払資金貸付基金条例（昭和53年中間市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「500万円」を「250万円」に改める。

第4条中「貸付金額に」を「貸付金額は」に、「の10分の9」を「に10分の9を乗じて得た額」に、「は切り捨てる。」を「を切り捨てた額」に改め、「で、200万円を限度」を削る。

第5条中「各号掲げる」を「各号に掲げる」に改め、同条第2号中「貸付期間」を「償還期限」に、「まで。」を「まで」に改める。

第6条中「資金の全部」を「、当該貸付けを受けた資金（次条において「貸付金」という。）の全部」に改める。

第7条第1項中「、当該貸付金に加算する」を「併せて納付しなければならない」に改め、同条第2項中「貸付けを受けた額」を「貸付金の額」に、「支給日」を「支給を受けた日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

中間市高額療養費支払資金貸付基金条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(基金の額) 第2条 基金の額は、<u>250万円</u>とする。</p>	<p>(基金の額) 第2条 基金の額は、<u>500万円</u>とする。</p>
<p>(貸付金額) 第4条 資金の<u>貸付金額</u>は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2の規定に基づき仮算定した額に<u>10分の9</u>を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内の額とする。</p>	<p>(貸付金額) 第4条 資金の<u>貸付金額</u>に、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の2の規定に基づき仮算定した額の<u>10分の9</u>（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）以内の額で、<u>200万円を限度</u>とする。</p>
<p>(貸付条件) 第5条 資金の貸付条件は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) <u>償還期限</u> 本市から法第57条の2の規定による高額療養費の支給を受ける日まで (3) (略)</p>	<p>(貸付条件) 第5条 資金の貸付条件は、次の各号掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) <u>貸付期間</u> 本市から法第57条の2の規定による高額療養費の支給を受ける日まで。 (3) (略)</p>
<p>(繰上償還) 第6条 資金の貸付けを受けた者は、必要に応じ、<u>当該貸付けを受けた資金</u>（次条において「貸付金」という。）の全部又は一部の繰上償還をすることができる。</p>	<p>(繰上償還) 第6条 資金の貸付けを受けた者は、必要に応じ<u>資金の全部</u>又は一部の繰上償還をすることができる。</p>
<p>(貸付金の返還)</p>	<p>(貸付金の返還)</p>

第7条 市長は、偽りその他不正な行為によって資金の貸付けを受けた者がいるときは、当該貸付金の全部を直ちに返還させるものとする。この場合においては、当該貸付金の貸付けの日から返還日までの日数に応じ、当該貸付金額につき年14.6パーセントの割合で計算した違約金を併せて納付しなければならない。

2 貸付金の額が法第57条の2第1項の規定により支給される高額療養費の額より多い場合は、資金の貸付けを受けた者は、その差額を当該高額療養費の支給を受けた日までに返還しなければならない。

第7条 市長は、偽りその他不正な行為によって資金の貸付けを受けた者がいるときは、当該貸付金の全部を直ちに返還させるものとする。この場合においては、当該貸付金の貸付けの日から返還日までの日数に応じ、当該貸付金額につき年14.6パーセントの割合で計算した違約金を、当該貸付金に加算する。

2 貸付けを受けた額が法第57条の2第1項の規定により支給される高額療養費の額より多い場合は、資金の貸付けを受けた者は、その差額を当該高額療養費の支給日までに返還しなければならない。